

会 議 録

1 会議名

第9回柿崎区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

(1)協議事項

①まちづくりフォーラムについて

(2)報告事項（公開）

①地域活動支援事業の変更承認について

②次期総合公共交通計画策定にかかる質問に対する回答について

(3)その他（公開）

3 開催日時

令和元年12月17日（火）午後6時00分から7時02分まで

4 開催場所

柿崎コミュニティプラザ 305～307 会議室

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く） 氏名（敬称略）

・ 委員：小出優子（会長）、薄波清美、太田健一、片桐充、加藤満、佐藤健、
白井一夫、新部直彦、楡井隆子、湯本清隆、吉井一寛、渡邊征雄

・ 交通政策課：佐藤正明課長、大熊明子主任

・ 事務局：柿崎区総合事務所 滝澤良文所長、保倉政博次長、風巻雅人総務・地
域振興グループ長、山田幸江産業グループ長、柳澤一幸建設グループ
長、柿村勇市民生活・福祉グループ長、平野真教育・文化グループ長、
村山巧地域振興班長、長井英紀主任（以下グループ長はG長と表記）

8 発言の内容（要旨）

【保倉次長】

- ・ 会議（地域協議会）の開会を宣言
- ・ 5 番 金子副会長、9 番 高野委員、10 番 武田委員、13 番 引間委員の欠席を報告
- ・ 上越市地域自治区の設置に関する条例第 8 条第 2 項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告
- ・ 上越市地域自治区の設置に関する条例第 8 条第 1 項の規定により、会議の議長は会長が行う旨を説明

【小出会長】

- ・ 会長挨拶
- ・ 会議録署名委員に 1 番 薄波委員を指名

【小出会長】

4. 「協議事項」に入る
協議事項 (1) 「まちづくりフォーラムについて」

【小出会長】

- ・ 資料 NO. 1 について説明

【小出会長】

委員に質問・意見を求めたがなかったため、協議事項 (1) 「まちづくりフォーラムについて」を終了。

今ほど決定いただいた内容で、まちづくりフォーラムを進めることとする。

【風巻G長】

事務局から 1 点お願いしたいことがある。2 月 21 日に別の団体からコミュニティプラザの使用予約が入っており、その団体の利用が終わるのが午後 3 時 30 分となっている。大変申し訳ないが、事前準備について時間を 30 分繰り下げていただき午後 3 時 30 分からとしていただけないか。コミュニティプラザを皆さんに使っていただきたいと思うので、何卒ご理解いただきたい。

【小出会長】

いまほどの件についてはよろしいか。

(「はい」との声あり)

【小出会長】

それでは、事前準備については午後 3 時からとなっているが午後 3 時 30 分からとさせていただきます。よろしくお願ひしたい。

【小出会長】

5. 「報告事項」に入る。

報告事項 (1) 「地域活動支援事業の変更承認について」

【長井主任】

資料No.2 について説明

【小出会長】

委員に質問・意見を求めたがなかったため、報告事項 (1) 「地域活動支援事業の変更承認について」を終了。

【小出会長】

次に、報告事項 (2) 「次期総合公共交通計画策定にかかる質問に対する回答について」に入る。

【小出会長】

前回の地域協議会で吉井委員から次期計画策定について質問があったが、回答が未了となっていた項目がいくつかあった。また、一部、質問と回答が噛み合っていない部分もあった。

これに対して、当初は交通政策課からの回答を文書配布する予定でいたが、本日は交通政策課から佐藤課長と大熊主任が見えている。

については、前回の地域協議会で吉井委員から出された質問に対する回答を佐藤課長からしていただく。お願ひしたい。

【佐藤課長】

本日は前回の地域協議会において、次期公共交通計画策定にかかる吉井委員からの質問について、答えられなかった部分も踏まえて回答をさせていただく。

まず、路線バスの再編の基本的な考え方について、基本方針として基本計画期間は令和2年度から令和9年度までの8年間となっているが、そのスケジュールを示してほしいという質問である。今回の次期総合公共交通計画については、8年間のうち前半の4年間で各路線の再編を行うことにしている。その前半の4年間の再編の評価結果を受けて、後半の4年間は必要に応じて更なる見直しをする予定である。

柿崎区においては黒岩線、水野線、柿崎・森本線、浜線と上直海線の路線の見直しを予定している。それぞれ、前回お示しした内容で、前半の4年間で見直しを行っていく予定である。その結果を見て、後半4年間の計画を更に見直すべきかを見極め、必要に応じて計画の修正を加えていきたいと考えている。

次に、スケジュールの関係で、12月の計画案の作成、1月のパブリックコメント、3月の計画策定となっているが、計画から策定までの期間が短いのではないかとこの質問である。合わせて、3月の計画策定の際には、具体的に何を計画するのかという質問である。

次期計画については、昨年から計画策定の検討を進めてきた。昨年は主に実態調査ということで、乗降調査やアンケートを行ってきたところである。合わせて昨年は、計画の概要、方向性をお示ししてきた。地域協議会では昨年の7月17日、柿崎区公共交通懇話会には9月25日に説明をさせていただいたところである。

実態調査と市内の色々な状況を踏まえて、昨年度末に一定の方向性や路線の再編の考え方を整理させていただいた。それを受け、今年度に入り区ごとに路線の再編について説明をしてきたところである。柿崎区においては、8月8日に公共交通懇話会を開催し、9月11日から10月17日にかけて関係する町内会長に説明を行ってきた。また、それ以降、10月24日から11月12日までは、住民の皆さんを対象に住民説明会という形で説明を行ってきている。このように柿崎区の再編案を説明し、地域の声を聞いた上で、11月14日に第2回懇話会を開催し、一定の方向性の目途を立てたところである。また、前回11月19日の地域協議会では、柿崎区の再編の方向性について説明をさせていただいた。このように、12月に計画を作成し、3月に完成ということではなく、計画自体は昨年から約2年かけて作成を続けてきたところである。これらをまとめて案として冊子にするのが、この12月。その後、市全体の公共交通を協議する公共交通活性化協議会という法定協議会で審議いただき、

1月から2月にかけてのパブリックコメントを経て、そこでいただいた意見を踏まえて、修正すべきものは修正し、来年の3月には案が取れて、計画が策定されるという流れである。具体的な計画の内容についてだが、路線の評価の仕方を定めるほか、路線ごとにその評価指標に従って、どのように見直しを行っていくのかを定めている。合わせて、その再編をいつするのかという時期について、来年なのか再来年なのか、4月にするのか10月にするのかも記載する。先ほど申し上げた前半の4年間で、見直しの対象となった路線の再編をしていく。再編を進めていくためには、私どもも地域と協議をする時間が必要であるので、その間の協議時間も含めて4年間に割り振って行っていくことになる。また、再編とともに皆さんからバスに乗っていただくための利用促進の方策についても記載している。この計画によって、どのように利用実態が変わったのか、更なる見直しが必要なのか、その進捗管理、あるいは評価の方法についても記載している。

続いて、「地区別公共交通の再編の方向性」の中で、乗合タクシーの導入が検討されているが、検討がどこまで進んでいるのかというご質問についてである。私どもは今回の計画を作成するに当たって、バス事業者はもちろん、ハイヤー協会とも協議を進めている。先日も協会の会議があり、加盟している全社が集まる会議で説明をさせていただいた。また、個別に各事業所とも協議を行っており、頸北であれば柿崎区にマルケーの営業所があるので、マルケーの直江津の事務所に行って、乗合タクシーについて説明をさせていただいている。だいたいどれくらいの経費がかかるかということについて、個別具体的な議論をさせていただいているところである。具体的には、乗合タクシーを導入する場合は、中郷区でもそうだったが、入札ということになる。このため、乗合タクシーのできる事業者、ハイヤー協会加盟の事業者はもちろん、頸城自動車も小さい車両をお持ちなので、同じような運行ができるということであれば、入札によってどのような対応ができるかということが決まってくると思う。

次に、水野線や七ヶ地区において「互助・共助の取組を行う。また、改善策を実施し、目標値に達しなかった場合は路線を廃止する」となっているが、互助・共助ができなかった場合、自助に対して行政からのバックアップは考えられないのかといった質問についてである。私どもとしては、1便当たり1人の乗車がない路線については廃止という方向性を出させていただいているが、いきなり廃止ではなく、1年間の猶予を設けることとしている。具体的に、その1年間のうちに地域で乗って残そうという機運が盛り上がり、存続基準以上の利用者数があった場合は、基本

的に存続していくこととしている。ただし、そういった取組にも関わらず利用者数が伸びないといった場合は、その次の手段、互助・共助といった取組を検討していくこととなる。そういう受け皿ができるかどうかということについては、現段階では何とも申し上げられないが、今後廃止することとなる地域の皆様と協議をしながら検討していくこととしている。なお、皆様ご存じのこととは思いますが、一定の所得制限はあるが、高齢者の方については、高齢者外出支援助成事業というものがあり、年 9 千円市からの補助がある。自助ということになると、そういった取組がある。また、障害者の方には年 2 万 4 千円のタクシー利用券の助成制度があるので、そうしたものを活用しながら検討していくこととなる。このほか、地域によっては個人商店が送迎をやっているとか、個人病院が帰りだけ送っていくといった形態は上越市内でもある。他にも、理美容業の送迎の途中で買い物ができないとか、地域のなかで色々な移動サービス、移動手段があるので、そういった地域で取り組まれている移動手段を総動員して、どういったものができるかということを経験と考えていきたいと思っている。

次に、このような住民の互助による輸送を行っている自治体が他にあるかという質問だが、県内では新潟市、妙高市が互助の取組を行っている。妙高市は NPO 法人、新潟市は住民団体が運行している。新潟市の場合であれば、目標人数を掲げて運行しているが、なかなか目標に到達しないということで、利用率を上げるために便数を減らす取組や工夫をしていかなければならないと新聞に掲載されていたところである。全国的にもこうした地域の取組が広がってきている状況にある。

次に、住民の互助による輸送にかかる補助について、「標準的な経費の考え方」の人員費が非常に安いのではないかというご指摘である。1 時間当たり 840 円ということで、前回皆様にお示しさせていただいた。これは市の非常勤一般職の賃金単価をそのまま適用しているところである。来年度予算編成に当たって、単価が若干上がった。今 860 円に上がっていて、また今日、870 円に上がるという話も出てきたので、総額でいうと若干、1 万円ちょっとだが、上がることになってきている。しかし、前回お示しした約 58 万円という金額が妥当なのかというご質問についてだが、これは、あくまで我々の方で試算したものである。具体的な試算のモデルとしては、七ヶ地区で実施した場合を想定し、計算をさせていただいた。もちろん、この距離が長くなれば、車両の損料なども変わってくるので、全体の金額も上がっていくことになる。この金額が妥当かという点については、実際に運行する状況になったときに、個別にどのようなことができるのかという相談をしていくことになる

と思う。来年度は三和区で予定している。三和区は便数も多いし、距離も長いので、金額的にはもっと高くなるが、考え方の単価なり計算方法は変わっていない。その中で、料金をいただくのかどうかという点が、一つのポイントとなってくると思う。料金をいただくのであれば、その料金設定がいくらが妥当なのかということになるが、私どもは、料金を収入としてみることを認めているので、その辺の関係も出てくるかと思う。ただし、今説明したのは、自家用有償旅客運送という白ナンバーで県の登録を受けて運送する場合である。これをボランティア輸送で行うということであれば、私どもの方で、それにかかる経費全額を補助する予定でいる。ただし、全額補助する中に人件費は入っていない。人件費はあくまでボランティアで行っていただくことが前提となる。人件費が入ると、道路運送法でいう白タク行為になってしまうので、法的にできないということをご理解いただきたい。実際にこうした取組が出てくるかどうかについて、地域の皆様と協議をさせていただくことになるので、今の段階では、地域に入って検討するというところまでしかお答えできないところである。

互助による輸送で、事故が起きたらどうなるのかということだが、今ほど申し上げました自家用有償旅客運送の資格を取って運行する、いわゆる有料で運送をする場合は、その団体が一定の保険に加入しなければならないという国の指導がある。このため、一定の保険加入については、ガソリン代に含めて補助することとしている。事故が起きた場合の補償については、その保険で対応していただくことになる。

最後になるが、町内会長への聞き取りの調査結果についてである。昨年7月24日に聞き取りをしたことに対して、今後、再度聞き取り調査を実施してほしいとのことだが、昨年行った聞き取り調査については、地域の実情やどのような方が乗っているのかなど、現在の公共交通の現状を把握するために行った調査である。このため、また同じことをやることは想定していない。ただし、今後、公共交通の路線の再編に当たって、地域に入って色々な方からご意見を伺いながら、どういうやり方がいいのかということを検討していくことが必要になってくる。その中において、地域の皆様方、もちろん町内会長さんも含めてだが、色々な方からご意見を聞いて、地域に合った輸送手段を確保していくための協議を進めていきたいと考えている。

【小出会長】

今ほど佐藤課長から回答をいただいたが、ご意見やご質問はないか。

【渡邊委員】

令和2年の1月から3月の期間に向こう8年分の計画を策定するというので、令和2年3月に計画案を周知するというお話だったと思うが、どのくらい周知が浸透したら案が取れるのか。どこで、どういう場で、何回くらい、誰に対して行うのか、もう少し具体的にお聞きしたい。

また、案が決定という形になるのは、どのような条件が満たされた時に、その案が取れて決定になるのかお聞きしたい。

【佐藤課長】

案がいつ取れるのかということだが、結論から申し上げますと、来年の3月に案は取れる。今後、パブリックコメントを経て、意見に対する修正等を経た上で、最終的に成案となるのが来年の3月であり、その時に案が取れる。

先の地域協議会でも説明したが、公共交通懇話会や町内会長の皆さん方、あるいは地域住民の皆さんに柿崎区における再編の説明をさせていただいたところである。

同じように、各区の懇話会、あるいは地域での懇談会とか地域協議会等で再編の説明をし、ご意見をいただいた。再編に対する意見、修正等が必要なものかどうか、どのようなことをしたらいいのかという意見をまとめて、この12月に案として取りまとめることになっている。

実際に再編案について1,000人くらいの人に説明をし、色んな方、地域から、ご意見を聞き、周知にも努めてきた。

実際に今後、再編をする場合は、改めて再編の沿線の皆様方に「こういう再編を予定しています」という説明をしながら、ルートを決めるなり、あるいはダイヤの変更をすることについて、ご意見を伺いながら進めていきたい。

そのために、来年4月からのところは少ないが、約1年くらい地域に入って、再編のご理解を得る取組が必要になってくると考えているところである。

【小出会長】

他に、いかがか。

【吉井委員】

もう一回整理させてもらいたい。

前半と後半に分けてやるということだが、前半の4年間は基本的に路線の再編を行うということか。それが、3月には案が取れて、4月から実行に入るという内容でよかったか。

そうであれば、最初の4年間の基本計画は、その4年の間にも変更されるのか。それとも決まったら、そのまま4年間変更されないのか。

【佐藤課長】

基本的には、前半の4年間は当初お示ししたものでいく予定にしている。

後半の4年間については、前半の4年間の成果等を踏まえて、利用状況がどのように改善されたのか、あるいは、収支がどのように改善されたのかなどを踏まえて、必要に応じて見直しを行っていくこととしている。

また、地域によっては、状況が変わってくるところがある。例えば、後半の4年間の間で、学校の統廃合が入ってくるとか。安塚区であれば、高田高校安塚分校が令和5年に募集を停止するというので、そうした状況変化が生じてくることもある。そういったものを加味した上で、後半の4年間は、必要に応じて見直しをする必要があるだろうと考えている。

【吉井委員】

我々の地域協議会で、公共交通に関する意見書を市長に提出した。それに対して、市長から回答をいただいた。

我々は、特に乗合タクシーを導入してくれということで意見書を出したが、それに関して、前向きに検討するという回答をいただいている。

そのことに対し、最初の4年間に七ヶ地区あるいは下黒川地区の交通空白地区に対する行政側の対応、進捗、それはどういうふうになされていくのか、ご説明いただきたい。

【佐藤課長】

先ず七ヶ地区である。

今、私どもが考えているのは、前半の4年間で、互助なり共助なりという取組ができないかということを経営の皆さんと協議をしていきたい。その中で、一定の需要が確認され、実際に運行をしたら一定の利用があるということになれば、次のステップである乗合タクシーの導入ということも考えられるかと思っている。

また、黒岩地区については、今、利用者が非常に少ないということで、廃止の方針となっている。

廃止という方針の中で、1年の猶予ということ为先ほど申し上げたが、ダイヤを変えれば乗るのか、あるいは、今、車両が小型になったので、もう少しルートを変えれば乗るのかといったことを地域の方と協議をして、利用者が増えていくかどうかを見極めていく必要があると思っている。

そうしたことにより、乗車人数が1人を超えることが確認できた場合は、存続ということもあり得るが、逆に1人に満たない場合は、地域の皆さんと次の手段である互助なり共助という取組ができないかということと一緒に協議していきたいと考えている。

【吉井委員】

再度、確認である。

今の説明の中で、七ヶ地区に関しては1回実施してみて、という話が出たが、最初の4年間で実施しないのではないか。

【佐藤課長】

最初の4年間で、互助や共助に取り組みないか検討していく予定である。

何とか地域でそのような取組ができないかということ声をかけし、また、実際にアンケートを実施するなどにより需要を確認しながら、地域の担い手がどういう状況になっているのかなどを含め、個別に相談をしていく予定である。

【吉井委員】

この4年間で、その互助・共助のほか、乗合タクシーを含めて、行政と地域で検討を続け、後半の4年間で、どういう形をとるかということを検討していくことでいいのか。このまま様子を見ているだけではないということなのか。

例えば、データを取ると言っても、実際にやらなければデータにならない。その辺がどうなのかということが心配である。

【佐藤課長】

担い手がいるかどうかという問題はあるが、そういった取組を進めたいと考えている。

その中で、定期的に利用する方や、5年後くらいに運転免許証を返納して公共交通が必要になるという方など、多くのご意見をいただいているので、そうした声をお聞きしながら、今後のあり方を考えていきたいと思っている。

【小出会長】

他にいかがか。

【楡井委員】

互助、共助という言い方をすると、ちょっと分かりにくいのだが、要するにライドシェアのことをイメージされているのかと思う。しかし、ライドシェアは、基本的にタクシーやバスなどが無い地域の最後の手段として、NPO 法人などの運行が例外的に認められるものだとして理解している。しかし、柿崎区には、現在、バスもタクシーもある。

そうした中で、それをどう運用するかということ飛び越えて、ライドシェアや互助、共助というような形に行くのは、少し順番が違うのではないか。

実際、ライドシェアで運行した場合、今あるタクシー会社の経営を圧迫することになるかと思う。仮に、ライドシェアによってタクシー会社が撤退するようなことになった場合、今は、高くてもお金を払えばタクシーを使って移動できるが、それも無くなった時に、お金を出して自由に移動ができなくなるということが一番怖いことだと考える。

そういったシナリオの方向に向かわないように、色々なバランスを考えていただきたい。タクシーに関しては、手厚く補助するなどして守っていただきたいと思っている。その一つの方法として、乗合タクシーというのも選択肢ではないかと考えている。

【佐藤課長】

今ほどのお話は、ごもつともなところがある。

このため、例えば合併前上越市の高田・直江津地区では、そういった取組はタクシー事業者の営業妨害にあたるということが想定されるので、基本的にはその地区での取組は難しいと考えている。

この件については、タクシー事業者とも話をできており、13区であれば、そういった取組は可能ではないかとなった。ただ、この柿崎区には、マルケの営業所

があるので、現在、個別に協議をしているところである。

また、ライドシェアについてだが、自家用有償旅客運送とライドシェアとは若干異なっていて、自家用有償旅客運送は、いわゆる交通空白地有償運送という位置付けとなり、バス等が無いところで取り組めるもの。ライドシェアは、更にもっと広い意味合いで使われていることが多く、どちらかという、白タク行為をライドシェアと言っているところもある。

ライドシェアについては、タクシー業界が反対をしているので、その取組については、今、考えていない。自家用有償旅客運送の取組を県に登録して行っていくことを考えている。

バスを維持するための人数が基準に満たないという現状下にあって、地域の皆さんが乗って、存続していけるような体制が取れるのであれば、そのようなことに取り組む必要はないと思うが、1 便当たり 1 人乗らないという状況の中で、どのように移動手段を確保していけばいいのか、互助・共助を含めた移動手段について考えてきたところである。

この言葉の使い方だが、互助の取組は、自家用有償運送という意味で引き続き使っていく予定にしているが、共助については、紛らわしいということで、「近所の助け合い」というような言葉で、地域の方々と協議をしていきたいと思っている。

【楡井委員】

上越タイムスの 5 月 28 日付けの記事だが、上越市地域公共交通活性化協議会の記事が載っていた。

これによれば、平成 30 年 10 月から半年間のバスの輸送人員ということで、全体の利用者数は 658,876 人、前年度比 0.3% でほぼ横ばい。増加率が高かったのは、柿崎区水野線の 55.6% と載っていた。

この記事を見た時に、増加しているんだと理解していたのだが、いただいた資料を見ると全然数字が違っている。この数字の違いが分からないのだが、どうなっているのか。

【佐藤課長】

5 月の活性化協議会で報告したのは、昨年 10 月から今年 3 月までの数字である。いわゆるバス年度というは、10 月から 9 月であり、バス年度という上半期の取組について報告をさせていただいたところである。

その中で、今言われた路線で利用者が増えたというのは、元々の1便当たりの乗車人数が0.何人と少ないので、たまたま昨年、定期的に乗られる方が若干増えただけでも50%増という数字となる。そういう状況のため、率で見ると多くなり、増えたということである。今年度は、この9月でバスの年度は終わったが、利用者数としては前年度と大して変わらず、ほぼ横ばいで推移している。

これで、ちょうど底を打ったということであればいいと思っているが、なかなかそうではないようだと言業者から伺っている。人口減少も相まって、引き続き利用者が厳しい状況にあるということを私どもも認識しているところである。

【小出会長】

他にないか。

委員に質問・意見を求めたがなかったため、報告事項(2)「次期総合公共交通計画策定にかかる質問に対する回答について」を終了する。

【佐藤課長】

先ほど申し上げたとおり新しい計画、これはまだ案の段階だが、これが来週、市全体の審議をする地域公共交通活性化協議会で審議され、1月15日号の広報でパブリックコメントのご案内をさせていただきます。

1月20日頃から、パブリックコメントを行うことを予定しているが、ご意見等があれば、その際に寄せていただければと思う。

よろしく願いしたい。

【小出会長】

次に、6.「その他」に入る。

委員の皆さん、何かあるか。

事務局から何かあるか。

【滝澤所長】

区総合事務所の時間外受付の見直しについて、今後の市の対応予定についてお話しをさせていただきたいと思う。

この件は、これまでも地域協議会、それから町内会長連絡協議会等の場でご説明をしてきた。13区の総合事務所のうち、柿崎と板倉と浦川原、この3つを除いて、

4月以降、夜間・休日の時間外受付を廃止して当直を置かない体制にする。

このことに伴い、防災行政無線の放送についても検討を進めてきたところである。
本日、ちょうど市議会の12月定例会が終了した。

柿崎区には直接関係無いが、10区の総合事務所に機械警備を行うための関連の補正予算が可決された。市としては、今後、来年4月のスタートに向けて、より丁寧にご説明する中で市民のご理解をいただきながら、準備を進めていきたいと考えている。

については、柿崎区においても次回以降の地域協議会で、改めて木田の自治・地域振興課の職員が説明をさせていただきたいと考えている。また、住民説明会の開催等も市全体で今、検討しているので、内容等が決まったら改めてご案内をさせていただきたいと考えている。

現時点では、このような進め方であるということでご承知置きいただきたい。

【小出会長】

この件についてはよいか。

他に、事務局の方であるか。

【村山班長】

1点お願いしたい。

次回の地域協議会の開催日程だが、当初の予定どおり、第10回地域協議会を令和2年1月21日（火）午後6時から、この会議室で行いたいと思うがよろしいか。

【小出会長】

では、当初の予定どおり次回の地域協議会を1月21日（火）午後6時から、柿崎コミュニティプラザ305～307会議室で開催させていただく。

【小出会長】

ほかにないか。

なければ、以上で本日予定していた協議事項等はすべて終了する。

【小出会長】

・閉会を宣言

(午後7時02分閉会)

9 問合せ先

柿崎区総合事務所総務・地域振興グループ

TEL : 025-536-6701 (直通)

E-mail : kakizaki-ku@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。